

「君ヶ代」及び「日の丸」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月十九日

須藤五郎

参議院議長 河井彌八殿

「君ケ代」及び「日の丸」に関する質問主意書

一、「君ケ代」及び「日の丸」はそれぞれ国歌、国旗なりや。若しそうであるとすれば、その理由、法的根拠を明示せよ。（なお旧憲法下における両者の法的根拠についても）

一、「君ケ代」及び「日の丸」をうたい、掲げる国民の義務ありや。若し義務があるとすれば、その理由を明示せよ。